

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医等の登録
旧慣使用林野整備計画の認可
保安林の指定の解除予定(五件)
開発行為に関する工事の完了(六件)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
政治団体の設立の届出
指定団体の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)
- ◇ 公 告 甲種消防設備士試験の特例試験の合格者
- ◇ 正 誤 昭和五十七年七月鳥取県告示第六百六十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中西 祥治	鳥医第二、七八四号	昭和五十七年六月二十一日
諸橋 悦子	鳥薬第四九五号	〃
菅 澤 章	鳥医第二、七八五号	昭和五十七年六月二十三日
小林 陽子	鳥医第二、七八六号	〃
若月 俊郎	鳥医第二、七八七号	〃

鳥取県告示第六百九十九号

日野町長から申請のあつた三土地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月十二日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字小野尻一六二一の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字池谷口二一四一の一、二一四一の六、二一四一の八、二一四二の三九から二一四二の四一まで、二一四二の四八、二一四二の四九、二一四二の五四、二一四二の五六、二一四二の五九から二一四二の六二まで、二一四二の六四から二一四二の六六まで、二一四二の七〇、二一四二の七五、二一四二の七六、二一四二の七八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、二一四二の七七、二一四二の七九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百二二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白濱六八八の一、六八八の二〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百三三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字西小鹿字伊蛇原五八の五、五八の一、六五の一（

以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字山権田ヶ谷一〇八三の一（次の図に示す部分
に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第三百九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市富安一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安二丁目四七

株式会社鳥取互助センター

代表取締役 古田静男

鳥取県告示第七百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月二十五日 鳥取県指令受都計第二百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市陰田町二七〇

広瀬忠良

鳥取県告示第七百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月十九日 鳥取県指令受都計第百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市福井字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳い九四五―三
中谷義信

鳥取県告示第七百八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年六月十九日 鳥取県指令受都計第七十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字八橋字南田井頭、字南田井西平、字中峯、字龍王東平、字龍王、字大首及び字丸山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五五八―一
東伯町農業協同組合

組合長理事 花本美雄

鳥取県告示第七百九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年八月二十一日 鳥取県指令受都計第二百十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡河原町大字佐真字竹ノ前、字中溝及び字上河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字渡一木二七七

河原町

河原町長 西尾圭介

鳥取県告示第七百十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年六月八日 鳥取県指令受倉土維十第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中河原字道久橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市生田三六四一

小鴨運送有限公司

代表取締役 菅埜六雄

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

昭和五十七年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

一 日時 昭和五十七年七月二十二日(木)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会啓発協議会について

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
松本義人後援会	松本 俊松本	良	境港市渡町九三六	その他の政治団体
鳥取県商工政治連盟	大谷 健藏	森田 実	東伯郡東伯町浦安三六八	"
中川健作後援会	奥 定薰	足立 達朗	米子市内町五三	"
あんの勝文後援会	天農 恭一	松本すみ子	米子市上後藤一二一	"
日本行政書士政治連盟	岸本 友末	山田 節	鳥取市元町一四四	"
鳥取県支部	竹内つねじ	後援会	鳥取市西町一丁目一〇六	"
松田宏後援会	松田 友雄	小山 好雄	米子市上福原九八五	"
原田忠後援会	原田 正晴	南岡 徹	境港市外江町二一九	"
鳥取県常田たかよし薬剤師後援会	米山英之助	谷岡 尚宏	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	"
鳥取県石井道子薬剤師後援会	米山英之助	谷岡 尚宏	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二

第一項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
	県議会議員	あんの勝文後援会	米子市上後藤一・二二の一	天農 恭一

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党鳥取県軍恩連盟総支部	代表者の氏名	西本 巖	桜川豊吉
〃	会計責任者の氏名	道下一義	桜川豊吉
〃	主たる事務所の所在地	気高郡青谷町青谷三九六〇	八頭郡家町郡家三二一
竹内恒次後援会	代表者の氏名	鈴木恭彬	巽 一雄
鳥取県容政政治連盟	会計責任者の氏名	武田信義	杉本 稔

谷口充後援会

代表者の氏名

尾崎 茂

前田正男

鳥取県自治同志会

〃

谷口竹雄

中村卓朗

自由民主党鳥取県支部連合会

〃

相沢英之

土谷栄一

鳥取県薬剤師連盟

会計責任者の氏名

谷岡尚宏

吉田 健

〃

主たる事務所の所在地

鳥取市吉方温泉三丁目七五

鳥取市田園町三丁目二〇一

鳥取県関口恵造薬剤師後援会

会計責任者の氏名

谷岡尚宏

吉 田 健

〃

主たる事務所の所在地

鳥取市吉方温泉三丁目七五

鳥取市吉方温泉一丁目二二一

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
竹内恒次後援会	鈴木恭彬	須崎弘行	鳥取市西町一丁目一〇六	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規

定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 竹内恒次後援会

報告年月日 昭和57年 6月25日 (昭和57年 6月20日解散)

収入・支出の総額

- (1) 収入総額 0円
- (2) 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体期間

期間 昭和53年 6月 2日～12月31日

政治団体の名称 竹内恒次後援会

報告年月日 昭和57年 6月25日

収入・支出の総額

- (1) 収入総額 0円
- ㄚ 前年繰越額 0円
- ㄚ 本年収入額 0円
- (2) 支出総額 0円

期間 昭和54年 1月 1日～12月31日

政治団体の名称 竹内恒次後援会

報告年月日 昭和57年 6月25日

収入・支出の総額

- (1) 収入総額 0円
- ㄚ 前年繰越額 0円
- ㄚ 本年収入額 0円
- (2) 支出総額 0円

期間 昭和55年 1月 1日～12月31日

政治団体の名称 竹内恒次後援会

報告年月日 昭和57年 6月25日

収入・支出の総額

- (1) 収入総額 0円
- ㄚ 前年繰越額 0円
- ㄚ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円
 期間 昭和56年1月1日～12月31日
 政治団体の名称 竹内恒次後援会
 報告年月日 昭和57年6月25日
 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

公 告

昭和57年6月29日に実施した甲種消防設備士試験の特例試験の合格者は、次のとおりである。

昭和57年7月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種第4類

宿見 昇	山口 勤	新 泰 徳	田中 明 馨	中住 正 躬
西村 則幸	南條 義光	富盛 智光	種 浩 由	西谷 俊 央
中村 重昭	石田 英夫	種子 至剛	西谷 昭良	永通 誠 順
森本 啓司	西村 進	勢木志津雄	山本 清治	山辺 山 内
山本 孝志	本間 康博	小林 広幸	早原 信之	山内 真 澄

河崎甲子男	谷口 敏弘	吉岡 博己	村上三喜男	山岡 隆
村上 啓文	坂本 幸親	稲谷 直人	高田 保幸	妹尾 栄
松原 稔	中田 武雄	西垣 健一	阿島 裕一	村川栄一郎
福原 浩	河崎佐智夫	加藤 正儀	米田 正一	森本 幸男
砂川 正一	石井 謙	河村 博恭	石崎 賢	田中 智 詞
浜野 諄三	花岡 伸	勝部紀久男	水谷 昭	大塚 清 徳
吉岡 卓三	坪倉 博明	村岡 義人	丸山 繁 実	川下 山 本
富谷 康裕	富谷 昌人	前田 稔郎	谷口 秀 雄	山 本 昭
田中 活雄	前田 正一	梶村 順一	羽根 宣 朗	大谷 博 文
前田 武志	足立 和民	天野 哲治	坂田 千 里	佐々木俊哉
仁井 正一	影山 英雄	桶谷 宣孝	坂田 宣 雄	広田 昭 彦
井上 俊男	信方 秀幸	国真 敦美	山本 茂	宮谷 政 明
田中 孝博	岩崎 富男	早田 公英	都田 計 久	宮谷 杉 本
牧田 昭房	原 武史	戸杉 和敏	伊藤 幸 夫	宮谷 浅 井
多賀 善仁	三輪 義重	高西 浩平	井田 知 明	長谷川郷司

正 証

昭和五十七年七月鳥取県告示第六百六十一号(保安林の指定予定につき) 中央の箇所を認められたので、訂正する。

眞 四	眞 四	眞 四	眞 四
行	行	行	行
八	八	八	八
九三三の五一	九三三の五一	九三三の五一	九三三の五一
七二二の六	七二二の六	七二二の六	七二二の六
七二二の二六	七二二の二六	七二二の二六	七二二の二六